

令和8年度

加賀海岸国有林松くい虫防除事業（特別防除）

閱 覧 図 書

添付書類

1. 入札者注意書
2. 契約書(案)
 - (1) 事業内訳書
 - (2) 作業仕様書総則
 - (3) 作業仕様書等
 - (4) 事業位置図等
3. 契約情報の公表

石川森林管理署

(素材生産及び造林事業)

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わつて入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(案)

松くい虫防除事業（特別防除）請負契約書

- 1 事業名 加賀海岸国有林松くい虫防除事業（特別防除）
- 2 事業場所 石川県加賀市 加賀海岸林国有林（別紙図面のとおり）
- 3 事業量 別紙事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和8年7月17日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也)
〔注〕 () の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

| 適用削除の区分 | 選択事項 | 選択条項 | |
|---------|---------------------------|-----------|---------|
| × | 契約保証金の納付 | 第4条第1項第1号 | |
| × | 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 | 第4条第1項第2号 | |
| × | 銀行、甲が确实と認める金融機関等の保証 | 第4条第1項第3号 | |
| × | 公共工事履行保証証券による保証 | 第4条第1項第4号 | |
| × | 履行保証保険契約の締結 | 第4条第1項第5号 | |
| × | 支給材料及び貸与品 | 第15条 | |
| × | 前金払 | 分の 以内 | 第35条第1項 |
| × | 中間前金払 | | 第35条第4項 |
| | 部分払 | 回以内 | 第38条 |
| × | 国庫債務負担行為に係る契約の特則 | | 第40条 |

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

| 品名 | 品質規格 | 数量 | 引渡予定場所 | 引渡予定月日 |
|----|------|----|--------|--------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 使用材料は書面により報告し、必ず監督職員の確認を受けること。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年3月9日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 住 所 石川県金沢市朝霧台2丁目21番地
分任支出負担行為担当官
石川森林管理署長 飛鳥井幸彦 印

請負者 住 所
氏 名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

事業内訳書

| 森林事務所 | 作業種 | 事業期間 | 国有林 | 林小班 | 記番 | 数量 | 摘要 |
|-------|----------------|---|------|------|----|-----------|------------------------------------|
| 小松 | 特別防除 (空中散布) | 契約締結日の翌日から 令和8年7月17日まで (散布予定日は※1散布 予定日一覧表による。) | 加賀海岸 | 84い外 | 1 | 195.57 ha | 散布回数：2回（地上作業含む） 使用薬剤：薬剤購入仕様書による |

※1 散布予定日一覧表

| 実施回 | 散布予定日 | 予備日 |
|-----|--------------|--------------|
| 1回目 | 令和8年6月9日(火) | 令和8年6月10日(水) |
| | | 令和8年6月11日(木) |
| | | 令和8年6月12日(金) |
| 2回目 | 令和8年6月30日(火) | 令和8年7月1日(水) |
| | | 令和8年7月2日(木) |
| | | 令和8年7月3日(金) |

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書総則、松くい虫特別防除仕様書、松くい虫特別防除特記仕様書、松くい虫特別防除特記仕様書（航空）、松くい虫特別防除薬剤購入仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 散布区域は別紙図面 1 のとおり。上空から確認できるように現地を境界認識旗（白）によって表示すること。なお、境界認識旗は別紙 1 を参考とし、設置木樹高より 2m 以上高い箇所に設置すること。
またヘリポートには、別紙 2 を参考に吹流しを設置すること。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（薬剤等）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に 1 箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第 2 1 条における事故とは、4 日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。
- 7 航空法・消防法の許可申請については、乙において行うこと。

松くい虫特別防除仕様書

- 1 薬剤の使用に当たっては、その散布方法、使用量等について、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。また、実施の細部については、監督職員の指示に従うこと。
- 2 降雨直後、散布直後に降雨が予想される場合、並びに強風の場合は、散布を行わないこと。
- 3 散布に当たっては、あらかじめ監督職員に連絡し、立会を求めること。

松くい虫特別防除特記仕様書

（作業区域）

- 1 散布区域の周囲は、図面等により現地を確認し、疑義があるときは監督職員の指示に従うこと。

（使用薬剤・器具等）

- 2 散布薬剤の種類・数量は、松くい虫特別防除薬剤購入仕様書のとおりとする。
- 3 散布薬剤の希釈倍率は、特記仕様書（航空）に基づき 20.0 倍とする。
- 4 散布回数は、特記仕様書（航空）のとおり 2 回とする。
- 5 散布にあたっては、あらかじめ一定の面積に対する所定薬液量を散布し、目安をつけたうえで作業に着手すること。

（作業の日程等）

- 6 実施日時の決定及び関係機関との調整、地元住民への周知は甲が行うこととする。ただし、乙の責により日時を変更しようとするときは、監督職員と調整すること。
また、この場合の関係機関及び地元住民への調整及び周知については乙が行うこと。
- 7 1 回目の散布は令和 8 年 6 月 1 日以降とする。

（薬剤散布の付帯作業）

- 8 薬剤の希釈等散布に使用する清水については、乙で調達すること。
- 9 散布に際しては、散布箇所近傍に駐車する車両をビニールシートで覆い、車両に薬剤がかからないよう措置を講じること。駐車車両による区域の変更は認めない。
- 10 周知看板について、実施予定日の 1 週間前から散布完了後 2 時間後まで別紙 3 を参考に設置すること。散布当日は散布開始から散布完了後 2 時間後まで安全誘導員を配置し、一般者の入林を規制すること。周知看板及び安全誘導員を配置する場所は、別紙図面 2 のとおりとする。
- 11 使用済み容器は、購入先に廃棄処分を依頼するか産業廃棄物として処分すること。購入先に廃棄処分を依頼する場合は、その旨を証明する書類（契約書等）を監督職員に提出すること。産業廃棄物として廃棄処分する場合は、県または市町村が認定している処分場において処分することとし、適切に処理したことを証明する書類（マニフェスト等）を監督職員に提出すること。
- 12 請負者は、薬剤の使用を予定している最初の日までに、「農薬使用計画書」を

最寄りの農政局（地域センター）に届出ること。

（安全衛生）

- 13 薬剤の散布作業中は、マスク・手袋・長袖上着・保安帽を着用して、露出部を少なくし、保護メガネ及び雨合羽を着用すること。
- 14 皮膚に薬剤が付着したとき及び作業終了後は、石けん等で露出部をよく洗うとともにウガイをすること。
- 15 人家、桑畑等の危被害対象物の付近で散布するときは、薬液の区域外への飛散や流失状況を常に監視し、第三者に損害を及ぼさないよう十分注意するとともに、人や家畜類を近寄らせないように注意すること。

（その他）

- 16 本特記仕様書及び図面に疑義があるときは、監督職員の指示による。

松くい虫特別防除特記仕様書（航空）

（総則的事項）

1 本作業実施に当たっては、契約書及び本作業仕様書によるほか、実施の細部については、監督職員の指示に従うこと。

ただし、気象条件等に対する飛行条件については、担当操縦士と協議して決定するものとする。

2 本作業仕様書及び図面に疑義があるときは、監督職員の指示による。

3 航空機の運行は、乙の提出した運行計画表等によるものとする。

4 ヘリポートとして使用する塩屋駐車場の使用許可及び周知看板等の設置に関する手続きを除き、航空機の運行及び作業員の管理については、関係諸法令の定めるところに従うこと。

5 吹流し・境界認識旗等の標識、離着陸に必要な準備は、乙において行うこと。

（区域名等の標示・確認）

6 散布区域の周囲及び架線等の障害物には、旗等の標示があるので、乙は、この標示と図面及び確認飛行によって確認すること。

（確認飛行）

7 有効散布幅の決定及び散布区域確認のために、散布に先立って確認飛行を行うこと。なお、確認飛行の同乗者については監督職員の指示を受けること。

（希釈用水の確保）

8 薬剤の希釈用水は、乙において確保すること。

（散布薬剤と散布回数等）

9 散布薬剤の種類、数量、希釈濃度、散布回数等とは、次のとおりとする。

| 薬 剤 | 規 格 | 剤 型 | 散 布 面 積 | 薬 剤 | | 希 釈 液 | | | 散 布 回 数 |
|-----------------------------|-----|-----|--------------|----------------|-------------|------------|----------------|--------------|------------|
| | | | | ha 当り 散 布 量 | 総散 布 量 | 希 釈 濃 度 | ha 当り 散 布 量 | 総散 布 量 | |
| チアクロ プリド水 和剤(普 通物) | 殺虫剤 | 液剤 | 195.57 ha | 1.5ℓ | 293.36 ℓ | 20.0倍 | 30.0ℓ | 5,867.1 ℓ | 2回 |

※上表の数量は1回あたりの散布数量である。

(散布薬剤の検査)

10 乙が調達した薬剤は、事前に甲の検査をうけ、合格したものを使用すること。

(散布作業)

11 散布薬剤は、むらまきとならないよう、できる限り全面に均等散布すること。

(散布装置)

12 乙は、機体に薬剤散布装置（液剤）を装備するものとする。

13 薬剤の散布装置は、農林水産航空協会の散布装置認定委員会が認定した型式で、定期検査に合格し、合格証を明示したものでなければならない。

(吐出量の調整)

14 散布装置の吐出量は補正散布のため計算値の5%減とし、1分間に92.34 ℓとする。

15 散布量は、1ヘクタール当たり30 ℓとする。

16 散布飛行速度は、時速72キロメートル、飛行高度は、樹高（地上）10～15メートルを標準とする。

(有効散布幅)

17 有効散布幅は、27メートルとする。

ただし、確認飛行により変更が生じたときは、これにより行うものとする。

(飛行記録)

18 飛行記録は、乙において記帳し、甲に提出するものとする。

(安全衛生)

19 ヘリポート付近で喫煙はしないこと。

20 特異体質者等で皮膚に異常の起こるおそれのある者には、薬剤の希釈作業、積込作業に従事させてはならない。

21 薬剤の散布作業中は、マスク 手袋 長袖上衣 保安帽を着用して露出部を少なくするようにし、必要に応じ保護メガネ及び雨合羽を着用すること。

22 皮膚に薬剤が付着したとき、及び作業終了後は、石けんで露出部をよく洗うとともに、ウガイをすること。

23 積込作業は、整備士の指示を持って行うこととし、ヘリコプターが完全に着地するまで、みだりに行動しないこと。

24 ヘリコプターの離着陸にともない、砂ぼこりがたつ恐れのある場合は、あらかじめ散水等により、ほこりを防ぐ措置をとること。

25 ローター（回転翼）の風圧で、舞い上がるおそれのある物（ビニール、空袋等）は、直ちに取除くか、重石等で押さえておくこと。

26 ヘリコプターのエンジン停止後、メインローターは、先端が下がり危険であるので、不用意に回転翼の範囲内に近づかないこと。

27 テールローター（尾部翼）は、人の背の高さで高速回転をしており、操縦士の位置から死角となっているので、絶対に後方から近寄らないこと。

（その他）

28 機体の洗浄は、洗浄水が河川等に流出しない場所で行うこと。

29 その他技術的事項については、監督職員の指示を受けること。

松くい虫特別防除薬剤購入仕様書

1 購入薬剤

- (1) 農薬の用途 松くい虫駆除用薬剤
- (2) 人畜毒性 普通物
- (3) 適用木名 マツ生立木
- (4) 適用病害虫名 マツノマダラカミキリ成虫
- (5) 薬剤数量 松くい虫特別防除特記仕様書（航空）に記載された希釈、散布方法に必要な量とする。

2 散布面積 195.57ha(2回散布)

3 購入を認めない薬剤の特性

- (1) 有効成分が MEP の薬剤
- (2) 製品名が乳剤、油剤、MC（マイクロカプセル）の薬剤

4 注意事項

- (1) 上記の品質・特性を有し、農薬登録済みの薬剤を購入すること。
- (2) 薬剤は、使用材料承認願（別添様式1）を監督職員に提出し、承認されたものを購入すること。また、監督職員の確認を受けてから使用すること。
- (3) 納品書（写）を監督職員に提出すること。
- (4) 薬剤の輸送等にあたっては、容器の破損等に留意し適切に取り扱うこと。
- (5) 散布区域が住宅地等に隣接しているため、臭いが少なく、マツノマダラカミキリ以外への影響の少ない薬剤を選定すること。
- (6) その他必要事項については監督職員の指示によること。

